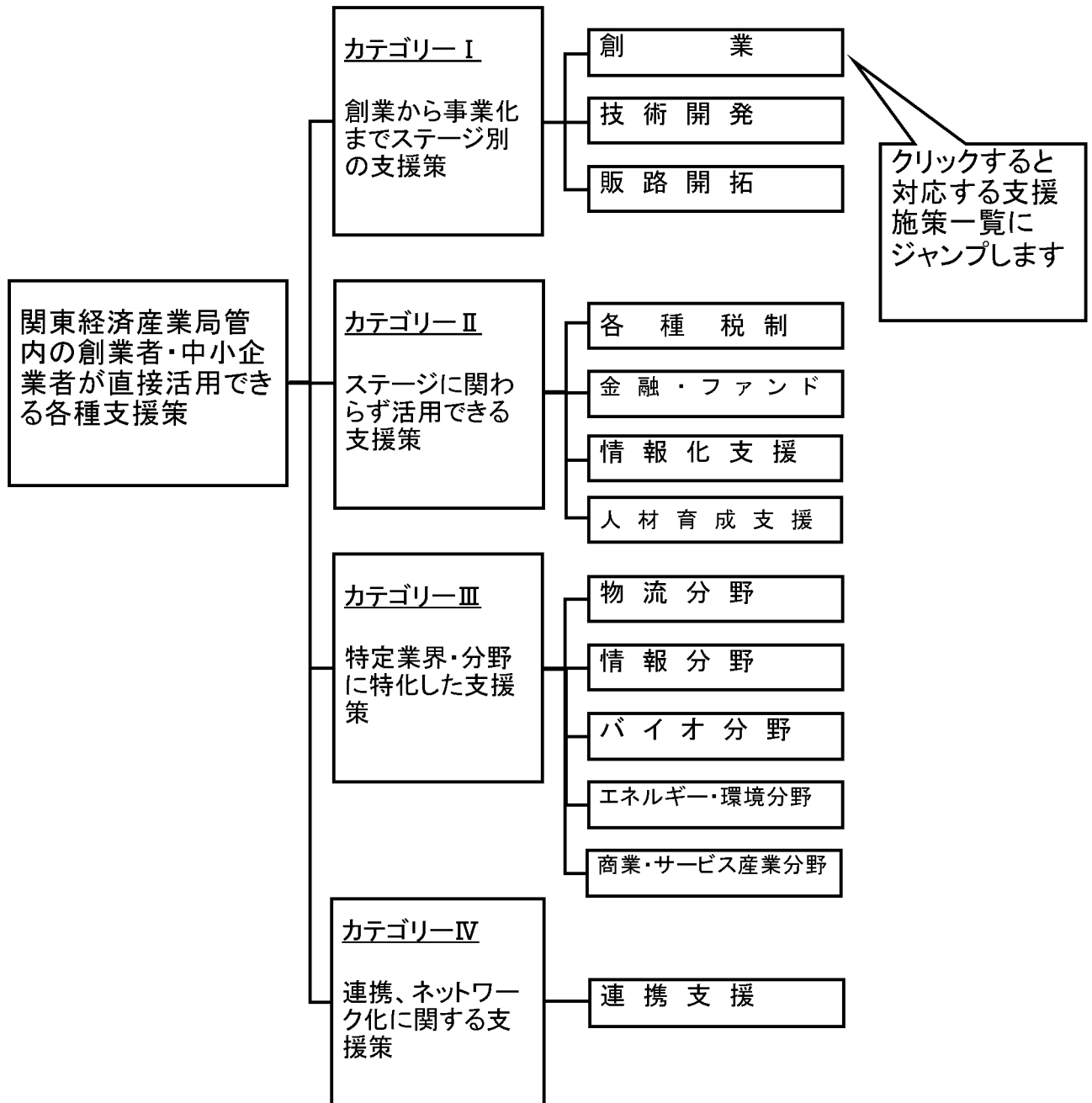


平成20年度 ひとめでわかる支援 施策

- ①右側の各分野をクリックすると対応する支援策の概要表にジャンプします。
②施策内容の詳細については、支援施策名欄のアドレスをクリックし、施策実施団体のホームページにアクセスして頂くか、各お問い合わせ先までご連絡をお願い致します。



平成20年4月
経済産業省 関東経済産業局

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金用途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリーⅠ 創業

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
創業	保:新規創業者を対象とした債務保証制度[創業等関連保証] (各都県信用保証協会)	-	-	随時相談 受付中	【制度概要・目的】創業時及び創業後の設備資金、運転資金調達 ①1ヶ月以内に事業開始予定の個人、2ヶ月以内に会社を設立し事業開始予定の個人、創業5年以内の中小企業者(分社化前の親会社も含む)*創業前、創業後で税務申告を終えていない場合は創業資金の2分の1以上の自己資金が必要 ②1500万円が限度(ただし創業前の個人は自己資金と同額以内) *無担保、無保証人(ただし、法人の場合は代表者が保証人) ③-	関東経済産業局 中小企業金融課 TEL:048-600-0425 各都県信用保証協会 (http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm)
	融:小規模企業設備資金貸付制度 (各都県貸与機関)	-	-	随時相談 受付中	【制度概要・目的】小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備資金の貸付 ①小規模企業者等 創業者(創業1ヶ月(法人設立の場合は2ヶ月)以内の個人と創業後5年以内の小規模企業者等)も対象 ②限度額:4000万円(創業後1年を経過した創業者・経営革新計画承認企業者等は6000万円) *無利子、必要資金の1/2以内(経営革新計画承認企業者等は2/3以内)(連帯保証人又は担保必要) ③貸付期間:7年以内(据置期間1年以内)	各都県中小企業支援センター (http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gizyutsu/20040608surportcenter.html)
	設:(小規模企業)設備貸与制度 (各都県貸与機関)	-	-	随時相談 受付中	【制度概要・目的】小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の貸与 ①原則として小規模企業者。創業者(創業1ヶ月前(法人設立の場合は2ヶ月)以内の個人と創業後5年までの小規模企業者等)も対象 ②限度額:6000万円(創業後1年未満の創業者は3000万円) *割賦損料:年3%以下 保証金:10%以下 月額リース料:3年リースは約3.0%、5年リースは約1.8% ③貸付期間:7年以内	各都県中小企業支援センター (http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gizyutsu/20040608surportcenter.html)
	他:創業・ベンチャー国民フォーラム (中小企業基盤整備機構) http://www.j-venture.smrj.go.jp/	-	-	未定	【制度概要・目的】起業家・企業支援家等に対する表彰等を通じて、創業希望者の創業・ベンチャーに対する意識啓発や理解の向上を図ることを支援 ①創業希望者 ②- ③-	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 起業推進室 TEL:03-5470-1676
	セ・他:DREAM GATE (ベンチャーエンタープライズセンター) http://www.dreamgate.gr.jp/	-	-	-	【制度概要・目的】年100回を超えるセミナー(無料・有料)の実施や、webサイト等を利用した250名の専門家によるインターネット無料相談など総合的な起業支援サービス ①創業希望者・既に事業を営んでいる者等 ②- ③-	DREAM GATE本部 TEL:03-3356-9121
	融・新創業融資制度 (国民生活金融公庫) http://www.kokukin.go.jp/	-	-	平成20年度末まで	【制度概要・目的】創業者向けの無担保・無保証人融資制度 ①創業前、または創業して税制申告を2期終えていない者(その他要件有) ②1,000万円 ③返済期間:貸付運転資金5年以内(措置期間6ヶ月以内)設備資金7年以内(措置期間6ヶ月以内) *実績運動金利型貸付を利用する場合は、返済期間7年間(うち措置期間2年)	国民生活金融公庫の各支店 または東京相談センター TEL:03-3270-4649

トップページに戻る

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金使途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリー I 技術開発

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
技術開発	委:地域イノベーション創出研究開発事業	74.7億円	145件程度 (全国)	20年 4月1日 ～ 4月22日	【制度概要・目的】地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、産学官の研究開発資源の最適な組み合わせからなる研究体を組織し、最先端の技術シーズをもとに新製品開発を目指す実用化技術の研究開発を実施 ①管理法人、研究実施者(民間企業、研究機関等)等で構成する共同研究体 ②一般枠:(1年)1億円以内 (2年)初年度目1億円以内、2年度目5千万円以内、農商工連携枠:初年度目1億円以内、2年度目5千万円以内 ③一般枠:1年以内または2年以内、農商工連携枠:2年以内。ただし単年度毎に契約	関東経済産業局 技術企画課 TEL:048-600-0237 担当:技術企画係
	委:地域資源活用型研究開発事業	17.1億円	20件程度 (全国・新規)	20年 4月1日 ～ 4月22日	【制度概要・目的】地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、地域における産学官の強固な共同研究体を組織して行う、地域に存在する資源(地域資源)を活用した、新製品の開発を目指す実用化技術の研究開発を実施 ①管理法人、研究実施者(民間企業、研究機関等)等で構成する共同研究体 ②初年度目3千万円以内、2年度目2千万円以内 ③2年以内。ただし単年度毎に契約	関東経済産業局 技術企画課 TEL:048-600-0237 担当:技術企画係
	委:戦略的基盤技術高度化支援事業 (各経済産業局)	88億円	未定	4月中旬 ～ 5月中旬	【制度概要・目的】我が国における製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業のものづくり基盤技術(鋳造、鍛造、切削、めっき等)に資する革新的かつハイリスクな研究開発等を促進する。 ①技術高度化指針に沿って認定を受けた特定研究開発等計画を基本とした共同体(認定を受けた中小企業者を全て含む必要あり) ②川下分野横断枠:委託金額 1億5千万円以下 一般枠:委託金額 6千万円以下 ③1計画当たり2年度若しくは3年度	関東経済産業局 製造産業課 TEL:048-600-0307 (サポーターインダストリー担当)
	委:独創的シーズ展開事業 大学発ベンチャー創出推進事業 (独立行政法人 科学技術振興機構) http://www.jst.go.jp/tt/uventure/index.html	-	15件 (平成19年度実績)	20年3月 11日～4 月18日 予定	【制度概要・目的】大学等の研究成果を基にした起業及び事業展開に必要な研究開発を支援(対象分野:ライフサイエンス、IT、材料・ナノテクノロジー、環境等) ①開発代表者(大学等の研究者)と起業家側面支援機関との三者共同申請 ②1000万円～5000万円程度 ③原則3年を限度(審査により2年延長有)	独立行政法人 科学技術振興機構 産学連携事業本部 技術展開部 新規事業創出課 TEL:03-5214-0016
	補:中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業	6.2億円	約40件	20年 3月26日 ～ 4月25日	【制度概要・目的】中小企業者が克服すべき技術的課題の解決のために新規の考案を行い、開発終了後速やかに当該技術を実施又は製品化することを目的として行う試験研究に要する経費について補助金を交付する ①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者等 ②補助率:補助対象経費の2/3以内(補助限度額:2,000万円) ③交付決定日から翌年の3月31日まで	関東経済産業局 技術振興課 TEL:048-600-0287 担当:中小企業技術係
	助:中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち事業化支援事業 (中小企業基盤整備機構) http://www.smrj.go.jp/venture/grant	-	35件程度	平成20年 5月頃	【制度概要・目的】優れた技術シーズ・ビジネスアイデアはあるものの、新事業開拓に取り組むことが困難な状況にある創業者または中小企業に対して、資金面での助成とともにビジネスプランの具体化・販路開拓等に向けたコンサルティングを実施し事業化を支援 ①中小企業者等 ②助成率:助成対象経費の1/2以内(助成限度額:500万円) (当該事業に付帯する外国特許申請に係る経費を対象に300万円を別枠で助成限度額に付加) ③交付決定後12ヶ月以内	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 新事業支援部 資金助成室 TEL:03-5470-1539
	助:研究開発助成金 (三菱UFJ技術育成財団) http://www.mutec.or.jp	-	未定	第1回 4月～5月 第2回 9月～10 月	【制度概要・目的】新技術、新製品などの研究開発資金及びその成果の事業化に必要な資金の支援 ①設立又は創業後5年以内(新規事業進出後5年以内の場合も含む)の中小企業又は個人事業者 ②300万円以内か研究開発費用の1/2以上のいずれか低い額 ③原則2年以内に事業化の可能性のあること	財団法人 三菱UFJ技術育成財団 TEL:03-3287-0701
	助:試作品開発助成金 (中小企業ベンチャー振興基金) http://www.newtec.or.jp/	0.4億円	8件	毎年 4月20日 ～ 6月30日	【制度概要・目的】先端的または独創的な研究開発成果をベースとして、新たな製品開発に際しての試作品製作を行うための資金の支援 ①中小企業(原則創業後10年以内又は新規事業進出後10年以内かつ資本金3億円以下の未公開企業)または個人の研究者 ②500万円を上限(全額) ③おおむね1年	財団法人 中小企業ベンチャー振興基金 TEL:03-5466-2109

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金使途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリー I 販路開拓

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
販路開拓	補:地域資源活用売れる商品づくり支援事業(補助金)	34.5億円	第1期 未定 第2期以降 未定	20年 2月18日 ～ 3月14日 未定	【制度概要・目的】地域の優れた資源を活用した新商品づくり・販路拡大等の取組に対する支援 ①中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた中小企業者 ②認定計画1件あたり3000万円以内(2/3以内) ③20年度末まで	関東経済産業局 経営支援課 TEL:048-600-0332
	補:地域資源販路開拓等支援事業(補助金)	12.5億円	未定	20年 4月中旬 ～ 5月中旬	【制度概要・目的】地域の優れた資源を活用した商品の販路拡大等の取組に対する支援 ①地域資源を活用した商品の販路開拓などに取り組む組合、公益法人等 ②下限100万円(1/2以内) ③20年度末まで	関東経済産業局 経営支援課 TEL:048-600-0332
	補:JAPANブランド育成支援事業	11.8億円	未定	20年度 3月11日 ～4月4日	【制度概要・目的】地域の関係事業者が一体となって、国際市場で通用する高いブランド力(JAPANブランド)の構築を目指す取組を支援。 ①商工会・商工会議所等 ②(1)ブランド確立支援:事業規模3000万円程度(補助率2/3以内)(2)戦略策定支援:定額補助 500万円 ③20年度末まで	日本商工会議所 03-3283-7874 全国商工会連合会 03-3503-1256
	補:小規模事業者新事業全国展開支援事業	24.6億円	未定	20年 1月30日 ～ 2月18日	【制度概要・目的】地域の小規模企業者等による、地域の資源を活用した新商品開発や観光資源開発及びその販路開拓など、地域の活性化に向けた取組を支援。 ①商工会・商工会議所等 ②定額補助:商工会800万円以下、商工会議所900万円以下 ③20年度末まで	日本商工会議所 03-3283-7874 全国商工会連合会 03-3503-1256
	展:パテントソリューションフェア2008(特許庁)(関東経済産業局)	—	150社程度	開催の5 ～4ヶ月 前	【制度概要・目的】保有特許のシーズとニーズの出会いの場の提供 ①特許技術を有し、かつその特許技術に対して製品化・開発援助を集う意欲のある法人等 ②出展料・入場料無料 ③2008年9月以降～2009年2月 連続する平日3日間、東京または首都圏近郊において開催	関東経済産業局 技術企画課 特許室 TEL:048-600-0239
	展:中小企業総合展(中小企業基盤整備機構) http://www.sougouten.smrj.go.jp/	—	—	東京:平成20年6 ～7月頃 大阪:未 定	【制度概要・目的】優れた製品・技術やビジネスモデル等を有する中小企業が広く展示。販路開拓先、事業連携先となり得る他の出展者や来場者とのマッチングを行う機会を提供。(東京・大阪で開催) ①中小企業者 ②出展料有料 ③東京:平成20年11月26日～28日 大阪:未定	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 新事業支援部 マッチング・交流推進課 TEL:03-5470-1525
	展:中小企業海外展示会事業(日本貿易振興機構)	—	—	展示会毎 に異なる	【制度概要・目的】JETROが主催・参加する海外展示会のブースへの出展費用の一部補助(出展企業・団体を公募)。 ①中小企業者 ②展示会によって異なる。(出展料金は、公募時に案内) ③平成20年度の例:メゾン&オブジェ2009 NYインターナショナルギフトフェア	日本貿易振興機構(JETRO) 海外見本市課 TEL:03-3582-5183 または最寄りのJETRO貿易情報センター
	他:販路開拓コーディネート事業(中小企業基盤整備機構) http://www.smrj.go.jp/	—	—	随時	【制度概要・目的】単独での販路開拓が困難な中小企業者を対象に、首都圏・近畿圏の市場へのアプローチを側面支援(専門家による紹介・取り次ぎ)	各都県中小企業支援センター (http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gizyutsu/20040608surportcenter.html)
	他:輸出有望案件発掘支援事業(日本貿易振興機構)	—	—	随時	【制度概要・目的】優れた技術力や製品を持つ中小企業に対し、海外販路開拓・輸出成約のための専門家等による各種アドバイス。 ①輸出経験のない中小企業(製造業) ②— ③随時	日本貿易振興機構(JETRO) 輸出案件支援課 TEL:03-3582-5015 または最寄りのJETRO貿易情報センター

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金使途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリー I 販路開拓

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
販路開拓	補:新連携対策補助金	27.4億円	未定	第1期(Aのみ): 20年 2月8日 ~ 2月29日 第2期: 20年 7月1日 ~ 7月31日	【制度概要・目的】事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ること(「新連携」)を支援 ①(A)事業化・市場化支援事業:中小企業新事業活動促進法の認定を受けた代表者 (B)連携体構築支援事業:事業連携の核となる中小企業者 ②(A)3000万円以内(2/3以内) (B)500万円以内(2/3以内) ③20年度末まで	関東経済産業局 新規事業課 TEL:048-600-0394 担当:新連携担当
	補:新連携対策補助金	27.4億円	未定	第2期: 20年 7月1日 ~ 7月31日	【制度概要・目的】事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ること(「新連携」)を支援 ①(A)事業化・市場化支援事業:中小企業新事業活動促進法の認定を受けた代表者 (B)連携体構築支援事業:事業連携の核となる中小企業者 ②(A)3000万円以内(2/3以内) (B)500万円以内(2/3以内) ③20年度末まで	関東経済産業局 新規事業課 TEL:048-600-0394 担当:新連携担当

[トップページに戻る](#)

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金使途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリーⅡ 税制

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①要件 ②優遇措置 ③特例期間	お問い合わせ先
税制	税:エンジェル税制	-	-	随時相談 受付	【制度概要・目的】ベンチャー企業に対して個人投資家が投資を行った場合の税制上の優遇措置による投資促進。 ①ベンチャー企業(設立10年未満の未登録・未上場の株式会社であって一定の要件を満たす中小企業(優遇措置内容により一部設立3月未満))に投資した個人投資家 ②個人投資家が当該株式に投資した時点、譲渡等を行うことによって利益・損失が発生した時点のいずれでも課税の特例が受けられる ③-	関東経済産業局 新規事業課 TEL:048-600-0276 担当:振興係
	税:中小企業技術基盤強化税制	-	-	-	【制度概要・目的】中小企業の方が研究開発を行った場合の税制の特別措置 ①青色申告書を提出し、研究開発を行う資本金1億円以下の中小企業者等 ②試験研究費総額の12%相当額を控除。追加的に、試験研究費増加額に対して5%相当額を控除(若しくは、売上高の10%を超える試験研究費に対して、相当額(試験研究費割合-10%×0.2)を控除)。税額控除上限は、②③合計で法人税額の最大30%まで。 ③-	最寄りの税務署の法人税課(又は所得税課)まで
	税:企業立地促進税制	-	-	-	【制度概要・目的】中小企業の方が工場・事業所の新增設を行った場合の税制の特別措置 ①青色申告書を提出する事業者が、企業立地に関する計画書(企業立地計画)を作成。立地する都県へ申請し承認を受ける(計画されている生産事業が、新製品・商品の生産又は一定の生産性向上が見込まれるものであることが必要)。 ②承認を受けた計画に基づき立地を行った事業者の基準額(建物5億円/機械設備3億円。ただし、農工商連携に資する業種の立地については建物5千万円/機械設備4千万円)を超える投資について、建物等への投資総額8%、機械装置への投資総額15%相当額を控除。 ③-	関東経済産業局 地域経済課産業立地室 TEL:048-600-0272 担当:立地指導係 関東企業立地支援センター TEL:03-3518-8966 担当:木下プロジェクト・マネージャー
	税:人材投資促進税制	-	-	-	【制度概要・目的】人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに、企業における戦略的な人材育成への取組を強力に後押しするため、人材育成に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度。 ①- ②- ③-	関東経済産業局 産業人材政策課 TEL:048-600-0358 担当:産業人材政策課
	税:事業承継税制	-	-	2008年秋からの予定	【制度概要・目的】自社株式の相続税の特例措置について、現行の10%減額から大幅に拡充し、80%の納税猶予を受けられる。	関東経済産業局 産業部 中小企業課 TEL:048-600-0321
	税:情報基盤強化税制	-	未定	確定申告時	【制度概要・目的】高度な情報セキュリティが確保された情報システムを導入した場合の税制の特別措置 ①青色申告書を提出する個人事業者または法人で、高度な情報セキュリティが確保された情報システムを導入した者 ②税額控除(10%)又は特別償却(50%)の選択適用 ③19年度末まで	国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口 経済産業省 情報処理振興課 TEL:03-3501-2646

[トップページに戻る](#)

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金使途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせ

カテゴリーⅡ 金融・ファンド

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(限度額) ③事業実施期間	お問い合わせ先
ファンド	出:中小企業投資育成株式会社による投資 (東京中小企業投資育成株式会社) http://www.sbic.co.jp/	-	-	-	【制度概要・目的】中小・ベンチャー企業の自己資本の充実と成長発展支援 ①資本金3億円以下の株式会社、又は資本金3億円以下の株式会社を設立しようとしている方(特例法による例外有り) ②1)審査を通過した企業の、株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受ける 2)投資先企業への各種経営支援等 ③-	東京中小企業投資育成株式会社 (設立7年以内の企業) 創業期支援 第1部、第2部 TEL:03-5469-5858 (設立7年超の企業) 営業推進室 業務第一～五部 TEL:03-5469-5850
	出:ベンチャーファンド出資事業 (中小企業基盤整備機構) http://www.smrj.go.jp/	-	-	-	【制度概要・目的】アーリーステージにあるベンチャー企業への投資等を目的としたファンドに対して出資を行うことでベンチャー企業を間接的に支援 ①設立7年未満のベンチャー企業またはそれらが実施する有望な事業 ②株式の取得等による資金提供及び各種支援 ③-	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 TEL:03-5470-1673
	出:「がんばれ!中小企業ファンド」出資事業 (中小企業基盤整備機構) http://www.smrj.go.jp/	-	-	-	【制度概要・目的】目利き能力や販売ネットワークを有する民間パートナーとともに投資ファンドを組成し、中小企業の実態に即した資金供給と経営支援を行う ①優れたアイデア・技術等をもって新事業展開にチャレンジする中小企業 ②各種手法による資金提供及び事業化までの一貫したサポート。 ③-	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 TEL:03-5470-1673
金融	保:新規創業者を対象とした債務保証制度[創業等関連保証] (各都県信用保証協会)	-	-	随時相談 受付中	【制度概要・目的】創業時及び創業後の設備資金、運転資金調達 「カテゴリーⅠ 創業」に 前掲	関東経済産業局 中小企業金融課 各都県信用保証協会
	保:新規創業者を対象とした債務保証制度[創業等関連保証] (各都県信用保証協会)	-	-	随時相談 受付中	【制度概要・目的】創業時及び創業後の設備資金、運転資金調達 「カテゴリーⅠ 創業」に 前掲	関東経済産業局 中小企業金融課 各都県信用保証協会
	融:小規模企業設備資金貸付制度 (各都県貸与機関) http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/todou_sien.html	-	-	随時相談 受付中	【制度概要・目的】小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備資金の貸付 「カテゴリーⅠ 創業」に前掲	各都県中小企業支援センター
	設:(小規模企業)設備貸与制度 (各都県貸与機関) http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/todou_sien.html	-	-	随時相談 受付中	【制度概要・目的】小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の貸与 「カテゴリーⅠ 創業」に前掲	各都県中小企業支援センター
	保:セーフティネット保証 (各都県信用保証協会) http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm	-	-	随時相談 受付中	【制度概要・目的】中小企業に対する円滑な資金供給 ①一時的な業況悪化、取引先企業の倒産、取引先金融機関の破綻や経営の合理化、災害等により資金調達に支障を来している中小企業者 ②一般保証限度に加え、別枠で普通2億円、無担保8000万円、特別小口1250万円 ③保証期間:協会所定	関東経済産業局 中小企業金融課 TEL:048-600-0425 担当:金融係
	保:流動資産担保融資保証 (各都県信用保証協会) http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm	-	-	随時相談 受付中	【制度概要・目的】中小企業が保有する売掛債権や棚卸資産(在庫)を担保とした借入に対する信用保証制度 ①事業者に対する売掛債権や棚卸資産(在庫)を保有する中小企業者 ②2億円(保証割合80%) ③保証期間:1年以内	関東経済産業局 中小企業金融課 TEL:048-600-0425 担当:金融係
	保:中小企業特定社債保証制度 (各都県信用保証協会) http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm	-	-	随時相談 受付中	【制度概要・目的】資金調達手段の多様化のため、中小企業が発行する社債に対する信用保証制度 ①純資産額1億円以上の中小企業であって、財務指標について一定の要件を満たす者 ②4億5000万円(保証割合80%) ③保証期間:協会所定	関東経済産業局 中小企業金融課 TEL:048-600-0425 担当:金融係

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金用途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせ

カテゴリーII 金融・ファンド

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(限度額) ③事業実施期間	お問い合わせ先
金融	保:資金繰り円滑化借換保証制度 (各都県信用保証協会) http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm	-	-	随時相談 受付中	【制度概要・目的】資金繰りに苦しむ中小企業支援 ①保証付きの既往借入金のある中小企業者 ②保証付きの借入金の借換や複数の保証付き借入金の債務一本化等 ③保証期間:原則として10年以内	関東経済産業局 中小企業金融課 TEL:048-600-0425 担当:金融係
	保:小口零細企業保証制度 (各都県信用保証協会) http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm	-	-	随時相談 受付中	【制度概要・目的】責任共有制度導入による小規模事業者への影響を緩和するための措置 ①従業員数20人以下(商業またはサービス業の場合は従業員数5人以下)の小規模事業者 ②1250万円(保証割合100%) ③保証期間:協会所定	関東経済産業局 中小企業金融課 TEL:048-600-0425 担当:金融係

[トップページに戻る](#)

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金用途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリーⅡ 情報化支援

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
情報化支援	委:中小企業IT経営革新支援事業	1.5億円	未定	未定	【制度概要・目的】情報システム投資の促進等により、IT化を通じた中小企業の経営力向上を支援し、その生産性向上を図る。	関東経済産業局 情報政策課 TEL:048-600-0282 担当:情報企画係
	融:政府系金融機関の情報化投資融資制度(IT活用促進資金) (中小企業金融公庫) http://www.jasme.go.jp/ (国民生活金融公庫) http://www.kokukin.go.jp/ (商工組合中央金庫) http://www.shokochukin.go.jp/	-	未定	随時相談 受付中	【制度概要・目的】中小企業のIT化促進のための資金貸付 ①IT化を考えている中小企業 ②【貸付利率】i)基幹業務、電子商取引(電子入札を含む)、電子タグ及びデジタルコンテンツに情報技術(IT)を活用するかたで、特定の設備を取得するかた:特別利率③、ii)上記以外の特定の設備を取得するかた、設備等を賃借するために必要な資金、ソフトウェアの取得、制作及び運用に必要な資金、情報技術(IT)の活用のための人材教育に必要な資金、情報技術(IT)の導入に関する診断・助言に必要な資金等の運転資金を利用されるかた:特別利率①、iii)その他:基準金利 【貸付限度額】中小企業金融公庫・商工組合中央金庫:7億2000万円、国民生活金融公庫:7200万円 ③15年以内(長期)運転資金5年以内)	中小企業金融公庫の各支店/または東京相談センター TEL:03-3270-1260 国民生活金融公庫の各支店/または東京相談センター TEL:03-3270-4649 商工組合中央金庫の各支店/または本店お客様サービスセンター TEL:03-3246-9366
	税:情報基盤強化税制	-	未定	確定申告時	【制度概要・目的】高度な情報セキュリティが確保された情報システムを導入した場合の税制の特別措置 「カテゴリーⅡ 税制に前掲」	国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口 経済産業省 情報処理振興課 TEL:03-3501-2646

トップページに戻る

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金用途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリーⅡ 人材育成

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
人材育成	税:人材投資促進税制	—	—	—	【制度概要・目的】人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに、企業における戦略的な人材育成への取組を強力に後押しするため、人材育成に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度。 [カテゴリーⅡ 税制に前掲]	関東経済産業局 産業人材政策課 TEL:048-600-0358 担当:産業人材政策課
	補:地域新事業移転促進事業 (農工商連携等促進人材創出事業)	2.6億円 (コミュニティビジネスノウハウ移転・支援事業と合算)	10件程度 (全国)	20年2月 25日～4 月25日	【制度概要・目的】現在、農山漁村地域の産品、農地、森林資源、人などの潜在能力、発展可能性を活用し、都市部等のニーズ、資源をつなぐなどの手法によって、農山漁村地域に係る課題の解決のための事業を実施している事業者(民間団体等)が、農山漁村地域に係る課題の解決を事業として行おうとする意思と能力を兼ね備えた人材を育成するために実施する事業(農工商連携等促進人材創出事業)に国が直接補助を行う ①法人格を有する民間団体等(NPO法人、公益法人、株式会社等) ②1件あたり、1600万円程度以内(ただし、下限は100万円)を予定 ③補助金交付決定日から平成21年3月末日まで	関東経済産業局 産業部 産業振興課(コミュニティビジネス推進チーム) TEL:048-600-0344
	委:若者と中小企業とのネットワーク構築事業(地域特性活用型)	8.5億円	未定	3月上旬頃	【制度概要・目的】ジョブカフェや商工会議所を中心とした地域企業とネットワークを有するコーディネータによる、若者と中小企業とのネットワークを構築していく取組(職場体験や採用力向上のための研修等)を支援 ①公益法人・中小企業者等 ②1500万円程度(委託費) ③委託契約日から20年度末まで	関東経済産業局 中小企業課 TEL:048-600-0322 担当:計画係
	委:高等専門学校等を活用した中小企業人材育成事業	4億円	未定	3月頃	【制度概要・目的】中小企業を支える高等等の有する設備やノウハウ等を活用し、地元の中小企業のニーズに即した若手技術者に対する実践的人材育成を支援 ①公益法人・中小企業者等 ②1200万円程度(委託費) ③委託契約日から20年度末まで	関東経済産業局 中小企業課 TEL:048-600-0322 担当:計画係
	委:産学連携人材育成事業(キャリア教育・社会人講師活用型教育支援事業)	3億円	未定	平成20年 3月上旬頃	【制度概要・目的】キャリア教育コーディネーターの能力を示す能力基準や研修プログラムの開発等を通じて、コーディネーターの育成等を促進する基盤を構築。また、産業技術の社会的価値や重要性に関する理解を醸成するとともに、将来のキャリアパスへの関心を高め、職業観を育成していくことを目的に、企業技術者等の人材データベースの構築及び実体験を基本としたモデルプログラムの開発等を行う。 ①公益法人、認可法人(商工会議所等)、NPO、株式会社等 ②- ③-	関東経済産業局 産業人材政策課 TEL:048-600-0358 担当:産業人材政策課
	委:ジョブカフェ機能強化型若者・中小企業ネットワーク構築事業	8.5億円	20件程度	平成20年 2月4日～ 2月20日	【制度概要・目的】ジョブカフェモデル事業の成果・ノウハウを活用して、若者就職支援事業を実施する地域を支援する。 ①ジョブカフェを実施している地域 ②- ③-	関東経済産業局 産業人材政策課 TEL:048-600-0358 担当:産業人材政策課
	委:アジア人財資金構想(高度専門留学生支事業、高度実践留学生支援事業)	33億円	未定	(高度専門)新規: 平成20年 1月16日 ～3月24 日 (高度実践)平成 20年1月 16日～2 月6日	【制度概要・目的】アジア人財資金構想は、急成長を遂げつつあるアジア諸国の活力を取り込み、アジア諸国等の優れた若手人材(日本の大学への留学生)の受入促進を図るための日本語ビジネス教育、カリキュラム開発等を支援。 ①大学が主体となったグローバル人材の確保・活用を考えている企業との産学連携のコンソーシアム ②- ③平成22年度まで	関東経済産業局 産業人材政策課 TEL:048-600-0358 担当:産業人材政策課

[トップページに戻る](#)

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金用途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリⅢ 物流分野

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
物流 分野	補:物流効率化推進事業	未定	未定	未定	【制度概要・目的】物流機能の強化を図るために行う調査研究・基本計画、事業計画・システム設計、実証実験等への支援 ①中小企業協同組合、公益法人および主として中小企業者で構成される任意団体 ②ー(6/10以内) ③20年度末まで	関東経済産業局 流通・サービス産業課 TEL:048-600-0346 担当:物流対策係

[トップページに戻る](#)

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金使途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリーⅢ 情報分野

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
情報 分野	委:中小企業経営革新ベンチャー支援事業 (情報処理推進機構(IPA)) http://www.ipa.go.jp/software/chusho/index.html	-	未定	平成20年 3月26日 ～5月7日	【制度概要・目的】経済産業省の実施する中小企業向けSaaS活用基盤整備事業と連携して、SaaS・ASP型等の新規性のあるソフトウェアを開発するベンチャー企業に対する支援を行う。 ①設立10年未満の法人格を有する事業体 ②1800万円程度 ③21年2月末まで	独立行政法人 情報処理推進機構 ソフトウェア開発事業部 ソフトウェア開発グループ TEL:03-5978-7504
	保:新技術債務保証制度 (情報処理推進機構(IPA)) http://www.ipa.go.jp/software/hosyo/seido02.html	-	未定	随時	【制度概要・目的】品質、生産性、信頼性等の向上を実現するプログラムなどの開発に必要な資金等の債務保証 ①情報処理サービス業、ソフトウェア業のみ ②保証額:融資額の90%以内 (1件あたり1億5000万円以内、1社あたり3億円以内) 保証料率:年0.75%(連帯保証人2名以上の場合等は年0.5%) ③保証期間:5年以内	独立行政法人 情報処理推進機構 ソフトウェア開発事業部 金融グループ TEL:03-5978-7505
	委:独創的シーズ展開事業「革新的ベンチャー活用開発「一般プログラム」」 (独立行政法人 科学技術振興機構) http://www.jst.go.jp/kaku-ven/	-	3～5課題 程度	平成20年 3月17日 ～ 平成20年 6月10日	【制度概要・目的】大学等の研究開発成果について、研究開発型企業を活用することで、イノベーションの創出を図る。 ①研究開発型ベンチャー企業(設立登記後10年以内かつ資本金10億円以下の非上場企業) ②2000万円～5000万円程度/年 ③最長5年	独立行政法人科学技術振興機構 (JST) 開発部 開発計画課 TEL:03-5214-8994

トップページに戻る

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金使途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリーⅢ バイオ分野

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
バイオ分野	補:地域イノベーション創出共同体形成事業	11.2億円	未定	未定	【制度概要・目的】各研究機関が有する設備機器や人材等の相互活用や企業等への利用開放の促進、企業が抱える技術課題の相談や適切な研究機関への紹介等のワンストップサービスの提供等の活動に対する支援 ①未定 ②未定 ③未定	関東経済産業局 技術企画課 TEL:048-600-0236 担当:総括係担当
	委:地域資源活用型研究開発事業	17.1億円	20件程度 (全国・新規)	20年 4月1日 ～ 4月22日	【制度概要・目的】地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、地域における産学官の強固な共同研究体を組織して行う、地域に存在する資源(地域資源)を活用した、新製品の開発を目指す実用化技術の研究開発を実施 [カテゴリーⅠ 技術開発に前掲]	関東経済産業局 技術企画課 TEL:048-600-0237 担当:技術企画係
	補:中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業	6.2億円	約40件	20年 3月26日 ～ 4月25日	【制度概要・目的】中小企業者が克服すべき技術的課題の解決のために新規の考案を行い、開発終了後速やかに当該技術を実施又は製品化することを目的として行う試験研究に要する経費について補助金を交付する [カテゴリーⅠ 技術開発に前掲]	関東経済産業局 技術振興課 TEL:048-600-0287 担当:中小企業技術係
	補:新連携対策補助金	27.4億円	未定	第2期: 20年 7月1日 ～ 7月31日	【制度概要・目的】事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ること(「新連携」)を支援 [カテゴリーⅠ 販路開拓に前掲]	関東経済産業局 新規事業課 TEL:048-600-0394 担当:新連携担当
	委:戦略的基盤技術高度化支援事業 (各経済産業局)	88億円	未定	4月中旬 ～ 5月中旬	【制度概要・目的】我が国における製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業のものづくり基盤技術(鋳造、鍛造、切削、めっき等)に資する革新的かつハイリスクな研究開発等を促進する。 [カテゴリーⅠ 技術開発に前掲]	関東経済産業局 製造産業課 TEL:048-600-0307 (サポータイングインダストリー担当)
	委:新たな農林水産政策を推進する 実用技術開発事業 (農林水産省) http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2008.htm	52億円	未定	平成20年 1月17日 ～3月5日	【制度概要・目的】農林水産業・食品産業の発展や地域の活性化などの農林水産政策の推進及び現場における課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を産学官連携の提案公募式により推進する。また、実用化に向けた具体的な研究目標の明示や行政部局との連携強化による研究の進行管理体制の構築等により、着実な実用技術の創出を目指す。 ①下記のⅠ～Ⅳのセクターのうち、2以上のセクターの研究機関等から構成される共同研究グループ。 Ⅰ 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人 Ⅱ 大学及び大学共同利用機関 Ⅲ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人 Ⅳ 民間企業、公益法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者 ②1課題当たりの研究費(単年度当たり)の上限額は、原則として以下の金額とする。 1年間あたりの研究費上限(間接経費を含む) 研究タイプ研究費上限額 ・研究領域設定型研究 5千万円 ・現場提案型研究 3千万円 ・緊急対応型調査研究 1千万円 ③研究タイプ (1)研究領域設定型研究 あらかじめ、農林水産省が、農林水産政策推進上、重要性等が高いものとして、研究領域を設定し、これに基づき提案を求めるもの a. 競争力強化のための生産システムの改善 b. 新たな可能性を引き出す新需要の創造 c. 地域農林水産資源の再生と環境保全 d. 農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開 e. 食品の安全確保の推進 f. 家畜の防疫対策の推進 g. 省エネルギー化、新エネルギー対策技術 (2)現場提案型研究 基本的に上記(1)の研究領域以外の研究で地域活性化に費するものとして、提案を求めるもの (3)緊急対応型調査研究 年度途中に発生した緊急課題に対応して提案を求めるもの ④研究(緊急対応型調査研究を除く)の実施期間は、1課題につき原則として3年以内。	農林水産省 農林水産技術会議事務局 先端産業技術研究課 産学連携研究推進室 TEL 03-3502-5530

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金使途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリーⅢ バイオ分野

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
バイオ分野	補:イノベーション創出基礎的研究推進事業 (農林水産省、(独)農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術支援センター(生研センター)) http://brain.naro.affrc.go.jp/tokyo/	-	〈技術シーズ開発型〉 20課題以上 〈発展型〉 12課題以上	平成20年 4月1日～ 4月15日	【制度概要・目的】農林水産業、飲食料品産業等生物系特定産業の分野において、基礎から応用段階までの研究を一体的に推進することにより、諸課題の解決に必要な技術的障害の解決や革新的な技術の開発を促進するとともに、生物系特定産業の発展の可能性を広げる新たな分野を創出する。なお、研究段階に応じ「技術シーズ開発型研究」及び「発展型研究」の2つのタイプがあります。 ①応募対象者 日本国内の大学、国公立試験研究機関、独立行政法人、民間の研究機関等、生物系の産業技術に関する基礎研究を実施する能力のある基幹に所属している研究者又はそのグループ(「技術シーズ開発型」の若手研究者育成枠は応募者の年齢を39歳以下に制限)なお、「発展型研究」タイプの「ベンチャー育成」枠では、起業家や企業化支援者も研究グループに参加できる。 ②③研究費の規模(※間接経費を含む)及び研究期間 〈技術シーズ開発型〉新たな技術シーズを開発するための基礎となる研究を対象 ○一般枠 研究費:1課題当たり7千万円以内(国際活動を含む場合には、研究費の上限が8千万円)/年 研究期間:5年以内 ○若手研究者育成枠(応募者の年齢は39歳以下) 研究費:1課題当たり3千万円以内/年 研究期間:3年以内 〈発展型研究〉 ○一般枠 「技術シーズ開発型研究」や他の研究制度等で開発された技術シーズを将来における新たな事業の創出につなげるための応用研究を対象 研究費:1課題当たり6千万円以内/年 研究期間:3年以内 ○ベンチャー育成枠 応用段階の研究開発であって、その成果を用いて新たな事業を創出するために研究開発ベンチャー企業の設立を目指すものが対象。 1)フェーズⅠ(初年目):市場化調査、ビジネスプランの作成、補完的研究等を実施 研究費:1課題当たり5百万円以内/年 研究期間:1年以内 2)フェーズⅡ:研究の実施(※フェーズⅠで実現可能性の高いとされた課題のみ対象となる。) 研究費:1課題当たり3千万円以内/年 研究期間:2年以内 3)委託方式による支援	独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター(生研センター) 〈技術シーズ開発型研究〉新技術開発部基礎研究課 TEL:03-3459-6569 〈発展型研究〉新技術開発部技術開発課 TEL:03-3459-6567
	委:保健医療分野における基礎研究推進事業 (独立行政法人 医薬基盤研究所) http://www.nibio.go.jp/cgi-bin/new/view.cgi?no=90	-	・研究分野の(1)又は(2)に該当するもの:計10件程度 ・研究分野の(3)に該当するもの:1件程度 ・募集対象となる研究分野の(4)に該当するもの:5件程度	20年 1月31日～ 2月28日	【制度概要・目的】 募集対象となる研究:保健医療上重要な疾患領域に対する画期的な医薬品、医療機器等を開発することを目指す基礎的研究であって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの。 (1)核酸医薬品、抗体医薬品等の画期的な新世代型医薬品の開発を目指す研究 (2)これまでに治療等の手段がないか、又は既存の治療薬等が十分に開発されていない領域において新規的作用機序やコンセプトに基づく画期的な医薬品又は医療機器の開発を目指す研究[(1)に掲げるものを除く。] (3)がんにおけるゲノム変化の網羅的把握(がん関連ゲノム異常アトラス作成)のための国際共同研究 (4)独創的な発想に基づく医薬品・医療機器開発プロセスに関して、若手研究者(37歳以下)が単独で行う研究 ①※応募要領を参照して下さい。 ②本事業においては、研究内容、研究実施体制等を考慮して、研究費を配分することとしています。1研究プロジェクト当たりの研究費は、 ・募集対象となる研究分野の(1)又は(2)に該当するもの 年間5千万円～1億円(間接経費を含む。)注1 ・募集対象となる研究分野の(3)に該当するもの 年間1億円～2億円(間接経費を含む。)注1 ・募集対象となる研究分野の(4)に該当するもの 年間1千万円～2千万円(間接経費を含む。)注1 注1)※詳細は応募要領を参照して下さい。 ③・募集対象となる研究分野の(1)、(2)及び(3) 平成20年度より5年以内。また、年次評価(2年目及び4年目)、中間評価(3年目)等により、研究継続の可否を判定し、評価結果等によっては、予定研究期間の途中であっても打ち切る場合があります。 ・募集対象となる研究分野(4) 平成20年度より3年以内。また、年次評価等により、研究継続の可否を判定し、評価結果等によっては、研究期間の延長(最大2年間)を認められる場合や予定研究期間の途中であっても打ち切る場合があります。	独立行政法人 医薬基盤研究所 研究振興部 基礎研究推進課 TEL:072-641-9803

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金使途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリーⅢ バイオ分野

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
バイオ分野	委:医薬品・医療機器実用化研究支援事業 (独立行政法人 医薬基盤研究所) ※19年度のHP http://www.nibio.go.jp/shinko/H19njjikoubu.html	—	未定	20年度は未定	【制度概要・目的】保健医療の向上に資する画期的な医薬品・医療機器の開発を目指した、実用化段階(臨床現場への移行が可能な段階)の研究であって、民間のみでは実施が困難なリスクの高い研究開発であり、次の点で製品化に向けた明確な計画を有することが明らかに示されたものを対象 ①医薬品・医療機器の実用化段階の研究開発を行っている、以下の要件を全て満たす日本国内の研究開発型企業(国公立機関、特殊法人、独立行政法人等の政府等機関及び私立大学等の学校法人を除く。)を対象とします。 (1)本研究委託事業の対象となる特定の製品の開発にあたり必要となる特許権等を有している等、当該製品の実用化に向けて知的財産権の面から障害となることがないこと。 (2)本研究委託事業の遂行のために必要な経営基盤及び研究実施体制を有し、かつ、試験研究の遂行に必要な資金等の十分な管理能力を有していること。 (3)研究開発成果を利活用した実用化の可能性が見込まれ、かつ上市後の収益が見込まれるものであること。 ②本研究委託事業による研究費は、研究内容、研究実施体制を考慮して配分することとしています。 1テーマ当たりの研究費の規模は定めず、基本的に年間数千円から数億円程度を想定し、外部評価後、内容に応じて、各年度の国の財政支出の範囲内で委託金額を決定します。従って採択テーマ数については、特に設定はしません。 ③原則3年間とします。ただし、年次フォローアップによる研究進捗状況および研究成果等の評価により、研究費減額、支援中止もあり得ます。	独立行政法人 医薬基盤研究所 研究振興部 研究振興課 TEL:072-641-9802
	助:希少疾病用医薬品等(オーファンドラッグ)の開発振興 (独立行政法人 医薬基盤研究所) ※19年度のHP http://www.nibio.go.jp/shinko/orphan.html	—	未定	20年度は未定	【制度概要・目的】厚生労働大臣よりオーファンドラッグの指定を受けた企業等に対し、助成金交付事業、試験研究に関する指導・助言事業、試験研究費の税制措置上の事務手続き(認定事業)を行う ①厚生労働大臣から希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器の指定を受けた法人及び個人 ②助成金:試験研究を行う直接経費の1/2を限度 ③期間:原則として3事業年度	独立行政法人 医薬基盤研究所 研究振興部 希少疾病医薬品等開発振興課 TEL:072-641-9804
	助:がん研究助成金 (国立がんセンター) http://ganjoho.ncc.go.jp/	—	研究課題は、総合研究、計画研究、機械開発研究に区分。平成20年度においては、2課題の総合研究、14課題の計画研究を公募	平成20年2月27日まで	【制度概要・目的】がん対策に関する企画及び行政の推進、並びにがん医療の向上に資するため、厚生労働大臣が必要と認める研究に対して交付する ① ◆総合研究:本研究は、がんの診断、治療、予防法を確立するため臨床研究を中心として推進するものであるが、更にそれらと関連のある基礎研究、行政分野の研究をも含め異なる機関に身を置く複数の研究者が共同して行う研究をいう。本研究の研究班は、班構成で申請するものとし、研究班は一つの大学の系列(関連病院等を含む)で構成せず、研究者はそれぞれ所属する研究室・講座等を異にし、相当の研究実績を有する研究者10名から12名で構成。 ◆計画研究:関連学会等で研究の重要性が認識され、あるいはがんの基礎、臨床研究上の重要な課題について、焦点をしばり最も効果的に推進するため、複数の研究者が共同して行う研究である。 本研究の研究班は、班構成で申請するものとし、研究班は一つの大学の系列(関連病院等を含む)で構成せず、研究者はそれぞれ所属する研究室・講座等を異にし、相当の研究実績を有する研究者4名から6名で構成。 ② ◆総合研究:1件につき2,400万円 ◆計画研究:1件につき1,300万円 ③	国立がんセンター がん対策情報センター がん対策企画課 研究企画室 がん研究助成金事務局 TEL 03-3542-2511(内線2207)
	委:独創的シーズ展開事業「革新的ベンチャー活用開発「一般プログラム」/「創薬イノベーションプログラム」 (独立行政法人 科学技術振興機構) http://www.jst.go.jp/kaku-ven/	—	一般プログラム:3~5課題程度 創薬イノベーションプログラム:1~2課題程度	平成20年3月17日~平成20年6月10日	【制度概要・目的】大学等の研究開発成果について、研究開発型企業を活用することで、イノベーションの創出を図る。 ■一般プログラム ①研究開発型ベンチャー企業(設立登記後10年以内かつ資本金10億円以下の非上場企業) ②2000万円~5000万円程度/年 ③最長5年 ■創薬イノベーションプログラム(H20年度新設) ①創薬研究開発型企業(資本金300億円以下) ②1億円~2億円程度/年 ③最長5年	独立行政法人科学技術振興機構(JST) 開発部 開発企画課 TEL:03-5214-8994
	委:独創的シーズ展開事業 独創モデル化 (独立行政法人 科学技術振興機構) http://www.jst.go.jp/tt/dokusou/indx.html	—	10課題程度	平成20年2月8日~平成20年3月31日	【制度概要・目的】企業が提案する「大学・公的研究機関等の研究成果に基づく新技術のコンセプト」を、JST、企業、大学等が共同して、試作品として具体的な形とすること等(モデル化)により育成を図る。 ①研究開発型中堅・中小企業(資本金10億円以下) ②1500万円~2500万円程度/課題 ③最長1年	独立行政法人 科学技術振興機構(JST) 技術展開部 技術育成課 TEL:03-5214-8475

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金用途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリーⅢ バイオ分野

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
バイオ分野	委:産学共同シーズイノベーション化事業 育成ステージ (独立行政法人 科学技術振興機構) http://www.jst.go.jp/innovate/	-	8課題程度	平成20年6月2日～平成20年8月18日	【制度概要・目的】イノベーションの創出に向けて、産学が協力して顕在化シーズの実用性を検証するための研究開発(マッチングファンド形式)を行う。 ① 大学等、民間企業等 ②5000万円程度/課題・年(企業からの負担額を上限) ③最長4年度	独立行政法人 科学技術振興機構(JST) 技術展開部 イノベーション創出課 TEL:03-5214-7995
	展:BioJapan 2008 (バイオジャパン組織委員会) http://expo.nikkeibp.co.jp/biojapan/	-	-	出展申込締切 20年5月30日 (早期割引申込期限 3月31日)	【制度概要・目的】バイオ技術の実用化・ビジネス化を目指すためのイベント 会期:20年10月15日(水)～17日(金) 会場:パシフィコ横浜	バイオジャパン2008事務局(日経BP社事業局) TEL 03-6811-8084
	他:BioJapan 2008 (日本貿易振興機構(ジェトロ)) http://www.jetro.go.jp/	-	-	20年度は未定	【制度概要】バイオ分野における、日本の中小企業アライアンスの形成 ①日本の中小企業 会期:未定 会場:未定	日本貿易振興機構(ジェトロ) 先端技術交流課 TEL:03-3582-4631

トップページに戻る

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金用途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリーⅢ エネルギー環境分野

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
エ ネ ル ギ ー ・ 環 境 分 野	税:指定公害防止用設備の特別償却に係る経済産業大臣の証明	—	—	随時相談 受付中	【制度概要・目的】指定公害防止用設備の特別償却の適用を受ける際に、公害防止効果が著しく高いものについて大臣が証明 ①指定公害防止用設備を新設、増設又は更新する者(ただし、新設、増設については、中小企業等以外の者に限る) ②— ③—	関東経済産業局 環境・リサイクル課 TEL:048-600-0292 担当:総括係
	税:エネルギー需給構造改革投資促進税制/エネ革税制	—	—	適用期間 21年度末 まで (予定)	【制度概要・目的】(平成19年度) 対象設備を取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合に税制の優遇を受けられる(a,bいずれかから選択)ただし、税額控除の適用は中小企業に限る a.基準取得価格の7%相当額の税額控除 b.普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却	関東経済産業局 エネルギー対策課 TEL:048-600-0362 担当:省エネルギー係
	保:省エネ・リサイクル支援法に係る信用保険法の特例	—	—	随時相談 受付中	【制度概要・目的】中小企業に対する円滑な資金供給 ①本法の承認を受けた事業計画に基づき、省エネ設備、3R設備等の整備またはリサイクル・リユースのための分別回収・市場開発等の事業を行う中小企業者 ②保証限度額:普通保険2億円(組合4億円)、無担保保険8,000万円、特別小口保険1,250万円 *てん補率:普通保険80%の特例措置(通常は70%) ③法律の期限:平成25年3月31日まで	各都県信用保証協会 (http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gizyutsu/20040608surportcenter.html)
	保:省エネ・リサイクル支援法に係る中小企業投資育成株式会社による新株引き受け	—	—	随時相談 受付中	【制度概要・目的】中小企業に対する円滑な資金供給 ①本法の承認を受けた事業計画に基づき、省エネ設備、3R設備等の整備または省エネ研究開発、リサイクル・リユースのための分別回収・市場開発等の事業等を行う中小企業者 ②1)審査を通過した企業は、株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受を受けられる。2)引受を受けた企業は各種経営相談等を受けられる ③法律の期限:25年3月31日まで	関東経済産業局 環境・リサイクル課 TEL:048-600-0292 担当:総括係 東京中小企業投資育成株式会社 TEL:03-5469-1811
	融:環境・エネルギー対策資金(産業廃棄物・3R関連) (中小企業金融公庫) http://www.jasme.go.jp/ (国民生活金融公庫) http://www.kokukin.go.jp/	—	未定	随時相談 受付中	【制度概要・目的】中小企業に対する資金供給(設備・資金) ①1)産業廃棄物を生じるかた、または産業廃棄物の処理を行うかた、2)廃棄物の排出を抑制するために必要な施設を整備するかた、3)廃棄物または使用済み物品等を製品または部品として利用するために必要な設備を設置するかた、4)廃棄物、使用済み物品等または副産物を原材料として利用するために必要な設備を設置するかた、5)廃棄物、使用済み物品等または副産物を製品、部品または原材料として利用する目的で分別、保管、収集、運搬等の用に供する施設を整備するかた ②融資限度額:(中小企業金融公庫)直接貸付7.2億円(うち運転資金2.5億円)、代理貸付 一般貸付の他1.2億円、(国民生活金融公庫)設備資金7200万円 ③詳細はお問い合わせ先まで	中小企業金融公庫(東京相談センター) TEL:03-3270-1260 国民生活金融公庫の各支店 または東京相談センター TEL:03-3270-4649
	補:新エネルギー事業者等支援対策事業 http://www.enecho.meti.go.jp	335億円	未定	未定	【制度概要・目的】(平成19年度) 太陽光発電等新エネルギー利用の加速度的な導入促進 ①民間企業 ②1/3以内 ③最大4年の延長可	資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 事業者支援グループ TEL:03-3501-4031
	補:バイオマス等未活用エネルギー実証試験費補助金(バイオマス等未活用エネルギー事業調査)	3.4億円	未定	20年 4月下旬 ~ 5月下旬	【制度概要・目的】バイオマス又は雪氷熱のエネルギー利用に係るデータの収集・蓄熱・分析を行い、ノウハウ・データの蓄積等により、今後のバイオマス等未活用エネルギーの本格的な導入を促進させ、新エネルギーの導入目標の達成、ひいては石油代替エネルギーの開発及び導入に資することを目的とする ①バイオマスタウン枠、一般枠 ②補助金額:1件当たりの上限額が概ね1000万円 補助率:定額 ③平成20年7月頃~平成21年2月末頃	関東経済産業局 エネルギー対策課 TEL:048-600-0363 担当:新エネルギー係
	他:ビル・工場の省エネ診断サービス	—	—	随時相談 受付中	【制度概要・目的】ビル・工場におけるエネルギーの有効利用、エネルギー管理の強化を促進するため、省エネ改善や省エネ技術の導入可能性に関する診断を行うもの ①民間企業等 ②—(診断費無料)	財団法人 省エネルギーセンター 診断指導部 TEL:03-5543-3016

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金使途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリーⅢ エネルギー環境分野

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
エ ネ ル ギ ー ・ 環 境 分 野	補:クリーンエネルギー自動車等導入促進事業	15億円	予算の範囲	平成20年4月1日～平成21年1月31日	【制度概要・目的】クリーンエネルギー自動車を導入する者に対して、その費用の一部を支援 ①法人、個人事業者及び個人(注:地方公共団体、地方公共団体が50%以上出資する法人、独立行政法人を除く) ②同種一般自動車との格差の1/2(または1/4)以内	(電気自動車・ハイブリッド自動車・水素自動車) 有限責任中間法人 電動車両普及センター TEL:03-3503-3782 (天然ガス自動車) 有限責任中間法人 都市ガス振興センター TEL:03-3502-5590
	補:LPガス自動車等導入促進対策事業	3.1億円	未定	平成20年5月7日～	【制度概要・目的】LPガス自動車及び燃料供給施設の設置促進を図るため、LPガス自動車等を導入する者に対してその費用の一部を支援する。 1. 省エネルギー型LPガス自動車 ①民間企業等 ②改造費相当額又は通常車両価格差との1/2 (上限30万円/台) 2. 燃料供給施設 ①民間企業等 ②補助対象総費の1/2 (上限3000万円/件)	日本LPガス協会 技術グループ TEL:03-3503-5741
	補:エネルギー多消費型設備天然ガス化推進事業	45億円	未定	未定	【制度概要・目的】産業用等のエネルギー多消費型設備(工業炉・ボイラー等)の燃料を石炭等から天然ガスへ転換することによりCO2排出削減を図るための支援 ①民間企業等 ②1/3(上限1.8億円/件)	有限責任中間法人 都市ガス振興センター TEL:03-3502-5590
	補:環境負荷低減国民運動支援ビジネス推進事業	1.2億円	12件程度(全国)	未定	【制度概要・目的】「1人1日1kg」の温室効果ガス削減をモットーとした地域ぐるみの国民運動を促進するため、温室効果ガスの排出削減につながる取組への助言や排出削減の普及啓発などを企業・個人に向けて行うビジネスに対して支援 ①NPO、企業等 ②概ね800万円～1200万円/件 ③平成21年3月31日まで	関東経済産業局 環境・リサイクル課 TEL:048-600-0292 担当:総括係
	補:土壌汚染環境保全対策事業	60.1億円	未定	平成21年3月10日まで	【制度概要・目的】揮発油販売業者が運営する給油所において、老朽化すると漏洩の危険性が高い地下埋設タンク、地下埋設配管等の撤去・入換工事の費用の一部を補助することにより、給油所における土壌汚染の未然防止を図る事業 ①給油所運営者等 ②企業規模と埋設経過年数等により、1/5～2/3	社団法人全国石油協会 環境・経営支援部 TEL:03-5251-0466
	補:電源過疎地域等企業立地促進事業	9.3億円	—	平成20年2月29日まで(平成20年上期事業)、 下期未定	【制度概要・目的】電源過疎地域等への企業立地(新增設)で、雇用者数が一定以上増加する企業における営業又は生産の用に供するための設備整備に対し支援 ①民間企業等 ②補助対象設備を整備するため必要な金額の範囲内で上限額あり	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力基盤整備課 TEL:03-3501-2209
	他:中小鉱山合理化指導事業	—	—	随時相談受付中	【制度概要・目的】技術、経営面において近代化、合理化を計画している鉱山に対し、資源の合理的開発を中心に鉱山の健全な発展を図ることを目的とした専門的事項の調査・診断を実施する事業 ①民間企業等(中小鉱山) ②—(指導無料)	関東経済産業局 鉱業課 TEL:048-600-0372 担当:総括係
	他:採石災害防止技術指導事業	—	—	随時相談受付中	【制度概要・目的】岩石採取場において、採石に伴う災害を防止し、岩石資源の合理的な開発を図ることを目的とした採石災害防止技術指導を実施する事業 ①民間企業等(採石事業者) ②—(指導無料)	関東経済産業局 鉱業課 TEL:048-600-0372 担当:総括係

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金使途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリⅢ エネルギー環境分野

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
エネルギー・環境分野	委:独創的シーズ展開事業「革新的ベンチャー活用開発「一般プログラム」」(独立行政法人 科学技術振興機構) http://www.jst.go.jp/kaku-ven/	—	3~5課題程度	平成20年3月17日 ~ 平成20年6月10日	【制度概要・目的】大学等の研究開発成果について、研究開発型企業を活用することで、イノベーションの創出を図る。 [カテゴリⅢ 情報分野に前掲]	独立行政法人科学技術振興機構(JST) 開発部 開発計画課 TEL:03-5214-8994

[トップページに戻る](#)

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金使途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリーⅢ 商業・サービス産業分野

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
商業・サービス産業分野	補:戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	29億円	予算の範囲内	1次募集 20年 2月7日 ～ 3月7日 2次募集 未定	【制度概要・目的】中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定基本計画に基づき、民間事業者の能力の活用により、国として取り組んでいる重要施策とも連携しつつ、多くの中心市街地活性化の範となるべき先進的であり、モデル性を有する取組等に対し、国が直接支援。 ①民間事業者 ②上限は概ね10億円～150万円(1/2) ③20年度末まで	関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL:048-600-0317
	補:戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業	32億円	予算の範囲内	1次募集 20年 2月7日 ～ 2月28日 2次募集 未定	【制度概要・目的】中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む中心市街地であって、商店街・商業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する取組について、「選択と集中」の視点から重点的に支援。 ①商工会議所、商工会、商店街振興組合等 ②上限は概ね10億円～200万円(2/3) ③20年度末まで	関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL:048-600-0317
	補:中小商業活力向上事業	29.7億円	予算の範囲内	1次募集 20年 2月7日 ～ 3月3日 2次募集 未定	【制度概要・目的】中小商業の活性化の取組で、少子高齢化、安全・安心、生産性向上、農工商連携などの課題に対応するものを支援し、中小商業の活性化を図ることを目的として実施するもの。 ①商店街振興組合、商工会、商工会議所、民間事業者等 ②上限は5億円～100万円(1/2) ③20年度末まで	関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL:048-600-0318
	補:広域・総合観光集客サービス支援事業	3.8億円	未定	20年 3月予定	【制度概要・目的】広域的に幅広い事業者が参画し、中小企業の観光・集客サービス分野において差別化を可能とし高付加価値化を達成する独自の取り組みに対して国が補助する。20年度は農工商連携による地産地消型の新たな観光集客サービスの創出を重点的に推進する。 ①コンソーシアム(企業・個人・大学・研究機関・NPO法人・組合等) ②1件あたり2000万円～1000万円(1/2以内) ③21年3月末まで	関東経済産業局 流通・サービス産業課 TEL:048-600-0341 担当:サービス産業係 経済産業省 商務情報政策局 サービス産業課 TEL 03-3501-1511
	税:土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	—	—	—	【制度概要・目的】中心市街地活性化法・中小小売商業振興法の認定を受けた高度化事業の用に供するために土地を譲渡した場合、譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を特別控除。 ①認定を受けた高度化事業に供するための土地を譲渡した者 ②— ③—	関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL:048-600-0317
	融:中小小売事業者等の設備融資資金等に対する低利融資「企業活力強化貸付(企業活力強化資金)」(中小企業金融公庫) http://www.jasme.go.jp/ (国民生活金融公庫) http://www.kokukin.go.jp/	—	未定	随時相談 受付中	【制度概要・目的】中小商業・サービス業者の経営の近代化及び流通機構の合理化を促進する。 ①(支援対象)合理化、共同化を図るための設備の取得、セルフサービス店の取得、ショッピングセンターへの入居、販売促進・人材確保及び新分野への進出を行うかたであって、特定の設備を取得するかた:特別利率①(中心市街地関連地域(大規模店関連地域の一部及び中心市街地等)においては、特別利率③) ②(支援額等)直接貸付:7億2千万円(うち運転資金2億5千万円)、代理貸付:1億2千万円	中小企業金融公庫の各支店 または東京相談センター TEL:03-3270-1260 国民生活金融公庫の各支店 または東京相談センター TEL:03-3270-4649
	他:中心市街地商業活性化診断・サポート事業(独立行政法人 中小企業基盤整備機構)	3.4億円の内数	未定	平成20年 3月21日 ～随時 (一部4月 18日まで)	【制度概要・目的】中心市街地活性化協議会または協議会を組織体とする者(以下、「協議会等」という。)を対象に、中心市街地の商業等の活性化及び協議会等の活動の活性化に関する取組を支援。 ①中心市街地活性化協議会または、中心市街地活性化協議会を設立しようとする者 ②— ③20年度末まで	独立行政法人 中小企業基盤整備機構の各支部 または地域経済振興部 まちづくり推進課 TEL:03-5470-1632 http://www.smrj.go.jp/keiei/machizukuri/index.html
他:中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣事業(独立行政法人 中小企業基盤整備機構)	3.4億円の内数	未定	平成20年 4月1日～ 随時	【制度概要・目的】中心市街地活性化協議会又は協議会を組織しようとする者に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録された中小企業診断士、建築士等、中心市街地活性化に関する専門的な知識を有する専門家を派遣し、協議会の設立・運営、商業機能の整備、ソフト事業の実施等、様々な課題解決へ向けたアドバイスを行う。 ①中心市街地活性化協議会または、協議会を設立しようとする者 ②最大120日(10日までは無料) ③20年度末まで	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 まちづくり推進課 TEL:03-5470-1632 http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/index.html	

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金用途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリーⅢ 商業・サービス産業分野

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
商業・サービス産業分野	他: 中心市街地活性化協議会支援センター支援事業 (独立行政法人 中小企業基盤整備機構)	0.3億円	未定	—	【制度概要・目的】中心市街地の活性化にあたり、中核的な役割を担う中心市街地活性化協議会の設立や運営にあたってのアドバイス、運営上の課題の検討、さらには協議会のネットワーク化を推進するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構に「中心市街地活性化協議会支援センター」設立し、次の支援を実施する。 1. 協議会に関する電話相談 2. まちづくりに関する資料の収集・提供 3. 協議会の設立等を支援する専門家の派遣 4. ホームページや、メールマガジンによる協議会の設立や基本計画の認定状況、または全国の街作りの事例などの情報発信 ①中心市街地活性化協議会または協議会を組織使用とする者等 ②—	中心市街地活性化協議会支援センター 03-5470-1623 http://machi.smrj.go.jp/ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 地域経済振興部中心市街地支援室 03-5470-1632 http://www.smrj.go.jp/
	他: 街元気プロジェクト	未定	未定	未定	【制度概要・目的】中心市街地活性化において中核的な役割を果たす人材(「街元気リーダー」)の育成を行うとともに、まちづくりを理解し、支援する層の拡大を目指す。具体的には、現地研修、公式HPから教材提供及び各種情報提供などを行う。 ①限定なし ②— ③20年度末まで	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 地域経済振興部中心市街地支援室 03-3433-8811(内線8008) http://www.machigengenki.jp/
	他: 商業活性化アドバイザー派遣事業 (独立行政法人 中小企業基盤整備機構)	21百万円	予算の範囲内	随時	【制度概要・目的】商店街の活性化を支援するため、商店街の活性化に関する専門的な知識を有する中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを派遣。 ①商店街振興組合、商店街の事業協同組合、共同店舗組合等 ②— ③20年度末まで	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 コンサルティング課 TEL:03-5470-1533

[トップページに戻る](#)

ひとめでわかる支援策

補:補助金 助:助成金 委:委託費 融:融資 出:出資 保:債務保証 設:設備貸与 税:税制 展:展示会 セ:セミナー 他:その他

※支援条件等の細部が変更、追加される場合があります。詳細についてはお問い合わせ先までご連絡下さい。
 ※金利水準は市場の動向によって変動する場合があります。また資金使途及び返済期間により利率が異なります。
 詳細は各金融機関にお問い合わせください。

カテゴリーⅣ 連携支援

目的	支援政策名 ()は実施機関	予算額 (20年度)	採択予定 件数等	募集予定 時期等	支援条件 ①支援対象者 ②支援額等(補助率等) ③事業実施期間	お問い合わせ先
連携支援	補:広域的新事業支援ネットワーク強化事業	約1億円	6件程度	20年 2月12日 ～ 2月22日	【制度概要・目的】地域においてイノベーションやベンチャー企業が徐々に生みだされるような産業クラスターの形成を目指す「産業クラスター計画」の中核的役割を担う推進組織の活動に対する支援 ①法人 ②-(10/10) ③20年度末まで	関東経済産業局 地域振興課 TEL:048-600-0267
	補:広域的新事業支援ネットワーク拠点重点強化事業	約6千万円	10件程度	20年 2月12日 ～ 2月22日	【制度概要・目的】「産業クラスター計画」の中核的役割を担う推進組織と連携し、人的ネットワーク等の形成・強化により、新事業の創出を図る支援機関の活動に対する支援 ①法人 ②-(10/10) ③20年度末まで	関東経済産業局 地域振興課 TEL:048-600-0267
	補:新連携対策補助金	27.4億円	未定	第2期: 20年 7月1日 ～ 7月31日	【制度概要・目的】事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせ新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ること(「新連携」)を支援 [カテゴリーⅠ 販路開拓に前掲]	関東経済産業局 新規事業課 TEL:048-600-0394 担当:新連携担当
	補:地域イノベーション創出共同体形成事業	11.2億円	未定	未定	【制度概要・目的】各研究機関が有する設備機器や人材等の相互活用や企業等への利用開放の促進、企業が抱える技術課題の相談や適切な研究機関への紹介等のワンストップサービスの提供等の活動に対する支援 ①未定 ②未定 ③未定	関東経済産業局 技術企画課 TEL:048-600-0236 担当:総括係担当
	補:地域新事業活性化中間支援機能強化事業	1.6億円	4～5件程度(全国)	20年2月 18日～3 月7日	【制度概要・目的】コミュニティビジネスのような社会的起業に対して、質の高い中間支援機関を育成し、又は、既存中間支援機関の機能を強化するための事業に国が直接補助を行う ①民間事業者等(NPO法人、公益法人、株式会社等) ②1件あたり、3千万円～4千万円程度以内(ただし、下限は100万円)を予定 ③補助金交付決定日から平成21年3月末日まで	経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ立地環境整備課 TEL:03-3501-0645
	補:地域新事業移転促進事業(コミュニティビジネスノウハウ移転・支援事業)	2.6億円(農工商連携等促進人材創出事業と合算)	(コミュニティビジネスノウハウ移転・支援事業)8件程度(全国)	20年2月 25日～4 月25日	【制度概要・目的】現在自立的・持続的に活動を行っているコミュニティビジネスの事業者が、自らの事業モデル・ノウハウを他の類似の課題を抱えている地域の事業者に移転することで、当該地域の課題を自立的・持続的に事業を通じて解決しうる新たなコミュニティビジネスを育成するために実施する事業(コミュニティビジネスノウハウ移転・支援事業)に国が直接補助を行う ①法人格を有する民間団体等(NPO法人、公益法人、株式会社等) ②1件あたり、1250万円程度以内(ただし、下限は100万円)を予定 ③補助金交付決定日から平成21年3月末日まで	関東経済産業局 産業部 産業振興課(コミュニティビジネス推進チーム) TEL:048-600-0344
	助:中小企業地域資源活用コーディネート活動等支援事業	未定	70件程度	未定	【制度概要・目的】地域資源を活用した新たな取組みが多く創出されるよう、地域中小企業と外部のビジネスパートナーをつなぐ活動(コーディネート活動)等を支援。 ①地域資源を活用したコーディネート活動等に取り組む商工団体、組合等 ②定額助成:100万円以上500万円以下 ③交付決定日から12ヶ月以内	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 関東支部 地域資源活用支援課 TEL:03-5470-1640
	他:地域間交流支援(RIT)事業(日本貿易振興機構)	-	8件 ※採択済	19年 12月27日 ～ 20年 2月19日 ※終了しました	【制度概要・目的】技術連携や新製品・サービス開発のための日本と海外の地域・企業間の技術・ノウハウなどの交流を支援。 ①メンバーの2/3以上が中小企業である地場産業の業界団体、協議会、研究会等 ②最大800万円程度 ③1年間～3年間	日本貿易振興機構(ジェトロ) 地域産業連携課 TEL:03-3582-5314 または最寄りのジェトロ貿易情報センター ※平成21年度事業募集は平成20年12月～21年2月(予定)

トップページに戻る